宮崎県公報

平成24年９月24日（月曜日）　第 2423 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　36,000円

目　次

頁

規　則

○栄養士法施行細則の一部を改正する規則………（健康増進課）１

告　示

○救急病院の認定（２件）…………………………（医療薬務課）２
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（国保・援護課）２
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出（　〃　）２
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（　〃　）３
○保安林の指定解除の予定の通知…………………（自然環境課）３
○道路の区域の変更（４件）………………………（道路保全課）３
○道路の供用の開始（６件）………………………（　〃　）４
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………（建築住宅課）５
○歳入の収納の事務の委託…………………………（警察本部）５

公　告

○ふぐ処理師試験の実施……………………………（衛生管理課）５
○大規模小売店舗の変更に関する届出（４件）…（商業支援課）６
○落札者等の公告……………………………………８

規　則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県規則第42号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和42年宮崎県規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第２号（第３条関係） ［略］ 備考１・２　［略］ ３　次の書類を添付すること。 （１）［略］ （２）次のいずれかの書類 ア　［略］ イ　住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。） ウ　外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 ４・５　［略］ 様式第３号（第４条、第６条関係） ［略］ 備考１・２　［略］ ３　栄養士免許証及び戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登	様式第２号（第３条関係） ［略］ 備考１・２　［略］ ３　次の書類を添付すること。 （１）［略］ （２）次のいずれかの書類 ア　［略］ イ　住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の３に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したもの）に限る。） ウ　旅券その他の身分を証する書類の写し（申請者が出入国管理及び難民認定法第19条の３各号に掲げる者である場合に限る。） ４・５　［略］ 様式第３号（第４条、第６条関係） ［略］ 備考１・２　［略］ ３　次の書類を添付すること。

録証明書の写し若しくは外国人登録原票記載事項証明書を添付すること。 4・5　［略］	（１）　栄養士免許証 （２）　次のいずれかの書類であって変更前及び変更後の本籍地都道府県名（国籍）及び氏名が確認できるもの ア　戸籍の謄本又は抄本 イ　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載した住民票の写しその他身分を証する書類の写し（申請者が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）第19条の３に規定する中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）に定める特別永住者である場合に限る。） ウ　旅券その他の身分を証する書類の写し（申請者が出入国管理及び難民認定法第19条の３各号に掲げる者である場合に限る。） 4・5　［略］

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の栄養士法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の栄養士法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3　この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告　　示

宮崎県告示第 623号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
潤和会記念病院	宮崎市大字小松1119番地

2　救急病院等の認定の有効期間

平成24年９月20日から平成27年９月19日まで

宮崎県告示第 624号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
柳田病院	都城市東町10街区17号

2　救急病院等の認定の有効期間

平成24年10月３日から平成27年10月２日まで

宮崎県告示第 625号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　称	所　在　地	指定年月日
大貫内科	延岡市大貫町５丁目1646番地１	平成24年７月１日
社会医療法人泉和会　千代田病院	日向市大字日知屋古田町88番地	平成24年７月１日
ふきやま霧島東麓クリニック	西諸県郡高原町大字西麓上馬場 849－３	平成24年８月１日
坂尾薬局	小林市野尻町東麓2197	平成24年８月16日

宮崎県告示第 626号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　　称	所　在　地	休止年月日
フクハラ薬局財光寺店	日向市大字財光寺往還町57番地１	平成24年９月１日
セントケア訪問看護ステーション都城	都城市年見町23－１	平成24年２月29日

宮崎県告示第 627号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　　称	所　在　地	廃止年月日
社会医療法人泉和会　千代田病院	日向市鶴町２丁目９番20号	平成24年６月30日
坂尾薬局	小林市野尻町東麓2196番地	平成24年８月15日

宮崎県告示第 628号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　解除予定保安林の所在場所　西都市（国有林。次の図に示す部分に限る。）・児湯郡木城町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　水源の涵養

3　解除の理由　電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 629号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区　　間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
26	県道	宮崎須木線	宮崎市大字瓜生野字長田2239番１地先から同市同大字同字2251番１地先まで	旧	11.6～15.1	104.3
				新	14.6～15.1	104.3
			宮崎市大字瓜生野字上長田2287番59地先から同市同大字同字2287番26地先まで	旧	12.2～12.4	28.3
				新	12.2～14.5	28.3

宮崎県告示第 630号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区　　間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町江平字坂元 811番１地先から同市同町江平同字 757番１地先まで	旧	11.4～20.6	139.0
				新	13.6～33.0	139.0

宮崎県告示第 631号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区　　間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
215	県道	大保下曽木停車場線	延岡市北方町うそ越字田野平子3079番１地先から同市同町うそ越同字子3078番２地先まで	旧	4.3 ～ 8.8	104.0
				新	6.0 ～ 12.2	104.0

宮崎県告示第 632号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
336	県道	宮崎田野線	宮崎市古城町井ノ木丸3167番３地先から同市同町持田5008番４地先まで	旧	7.9 ～ 14.2	102.0
				新	10.7～ 17.9	102.0

宮崎県告示第 633号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	日向市東郷町下三ケ字雪車塚1987番５地先から同市同町下三ケ字矢櫃1984番３地先まで	平成24年９月24日

宮崎県告示第 634号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	宮崎市大字瓜生野字長田2239番１地先から同市同大字同字2251番１地先まで	平成24年９月24日
			宮崎市大字瓜生野字上長田2287番59地先から同市同大字同字2287番26地先まで	

宮崎県告示第 635号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町江平字坂元 811番１地先から同市同町江平同字 757番１地先まで	平成24年９月24日

宮崎県告示第 636号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
215	県道	大保下曽木停車場線	延岡市北方町うそ越字田野平子3079番１地先から同市同町うそ越同字子3078番	平成24年９月24日

			2地先まで	

宮崎県告示第 637号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
336	県道	宮崎田野線	宮崎市古城町井ノ木丸3167番３地先から同市同町持田5008番４地先まで	平成24年９月24日

宮崎県告示第 638号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年９月24日から平成24年10月８日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
367	県道	中村木崎線	宮崎市大字本郷北方字樋渡 269番８地先から同市同大字同字 263番２地先まで	平成24年９月24日
			宮崎市大字本郷南方字辻原3889番地先から同市同大字同字3969番９地先まで	

宮崎県告示第 639号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要（メートル） 幅員	延長	指定年月日
（都城）24－３	株式会社グリーン商事代表取締役徳留良弘	北諸県郡三股町大字樺山字松原4103－４	5.00	24.32	平成24年９月11日

宮崎県告示第 640号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第１項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

委託した徴収事務	委託先	委託期間
パーキング・メーター作動手数料の収納事務	財団法人宮崎県交通安全協会	平成24年10月１日から平成25年３月31日まで

公　　　告

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、平成24年度第１回ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　試験の日時

平成24年11月20日（火曜日）及び11月21日（水曜日）

2　試験の場所

宮崎市中央公民館　宮崎市宮崎駅東１丁目２番地７

3　試験科目及び試験時間

種類	試験科目	日程	時間
学科試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学（ふぐに関する知識を含む。）	11月20日（火曜日）	午前10時から午前11時まで
実技試験	ふぐの種類鑑別	11月20日（火曜日）	午前11時15分から正午まで
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び食用適否判断	11月20日（火曜日）	午後１時から午後５時まで
		11月21日（水曜日）	午前10時から午後

			5時まで

4　受験資格
　次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　調理師法（昭和33年法律第 147号）の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法（昭和22年法律第 245号）の規定により栄養士の免許を受けている者
(2)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校入学資格を有する者で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくはそうざい製造業を行う施設又は寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設において、調理加工の業務に２年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの
5　受験手数料
　7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
6　受験願書の受付期間
　平成24年９月24日（月曜日）から10月５日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前９時から午後４時まで）とし、郵送の場合は、10月５日付けの消印のあるものまで有効とする。
7　受験願書の提出先
　受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地（現に業務に従事していない者にあっては、その住所地）を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
8　提出書類
(1)　ふぐ処理師試験受験願書　２通
(2)　４(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し　１通
(3)　４(2)に該当する者は、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類、施設において２年以上食品の調理加工の業務に従事したこと及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準の科目及び時間数を記入した受講証明書　各２通
(4)　写真（最近３箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦 3.5センチメートル、横 2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの）　１葉
(5)　受験票及び写真票（返信用50円切手を貼付）　１通
9　受験票の交付
　受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。
10　受験者心得
(1)　試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
(2)　持参するもの
　筆記用具、白衣、帽子、マスク、前掛け、包丁（出刃包丁及び刺身包丁）及び作業用靴
11　その他
(1)　解体除毒の実技試験用のふぐは、受験者が準備すること。
(2)　合格発表は、平成24年12月５日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所及び県庁ホームページにて掲示する。
(3)　受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7077）に問い合わせること。

　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
　なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から４月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
　平成24年９月24日
宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ベスト電器Ｂ・ＢＮｅｗ日南店
　日南市瀬貝二丁目６－１
2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　大和情報サービス株式会社　代表取締役　藤田勝幸
　東京都台東区上野七丁目14番４号
3　変更した事項
(1)　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
　（変更前）大和情報サービス株式会社　代表取締役　福島長男
　（変更後）大和情報サービス株式会社　代表取締役　藤田勝幸
(2)　大規模小売店舗の名称
　（変更前）ベスト電器新日南店
　（変更後）ベスト電器Ｂ・ＢＮｅｗ日南店
(3)　大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の指名
　（変更前）株式会社ベスト電器　代表取締役　濱田孝
　（変更後）株式会社ベスト電器　代表取締役　小野浩司
4　変更の年月日
　平成24年４月２日
5　変更した理由
　大規模小売店舗を設置する者の代表者、大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者が替わったため
6　届出年月日
　平成24年８月30日
7　届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1)　場所
　宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2)　期間
　平成24年９月24日から平成25年１月24日まで
8　意見書の提出先及び期間
(1)　提出先
　宮崎県商工観光労働部商業支援課
(2)　期間
　平成24年９月24日から平成25年１月24日まで
9　意見書の記載事項
　意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
　なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から４月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス日南油津店

日南市瀬貝三丁目５番１　外

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社　代表取締役　藤田勝幸

東京都台東区上野七丁目14番４号

3　変更した事項

⑴　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大和情報サービス株式会社　代表取締役　福島長男

（変更後）大和情報サービス株式会社　代表取締役　藤田勝幸

4　変更の年月日

平成24年４月２日

5　変更した理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者が替わったため

6　届出年月日

平成24年８月30日

7　届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

⑴　場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

⑵　期間

平成24年９月24日から平成25年１月24日まで

8　意見書の提出先及び期間

⑴　提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

⑵　期間

平成24年９月24日から平成25年１月24日まで

9　意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から４月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス串間店

串間市大字西方6809番２　外

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社　代表取締役　藤田勝幸

東京都台東区上野七丁目14番４号

3　変更した事項

⑴　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大和情報サービス株式会社　代表取締役　福島長男

（変更後）大和情報サービス株式会社　代表取締役　藤田勝幸

4　変更の年月日

平成24年４月２日

5　変更した理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者が替わったため

6　届出年月日

平成24年８月30日

7　届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

⑴　場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

⑵　期間

平成24年９月24日から平成25年１月24日まで

8　意見書の提出先及び期間

⑴　提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

⑵　期間

平成24年９月24日から平成25年１月24日まで

9　意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から４月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

家具のむらかみ・アタックス国富店

東諸県郡国富町大字木脇5233番地１　外

2　変更しようとする事項

⑴　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前９時～午後８時

（変更後）有限会社家具のむらかみ

開店時刻　午前10時

閉店時刻　午後８時

株式会社マミーズマーケット

開店時刻　午前９時

閉店時刻　午後10時

②　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前８時30分～午後８時30分

（変更後）午前８時30分～午後10時30分

3　変更する年月日

平成24年９月１日

4　上記２の変更に係るもの以外の事項

⑴　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社家具のむらかみ　代表取締役　村上修也

東諸県郡国富町大字木脇5233番地１

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社家具のむらかみ　代表取締役　村上修也

東諸県郡国富町大字木脇5233番地１

株式会社マミーズマーケット　代表取締役　筒井靖彦

大分県佐伯市大字池田1107番地

⑶　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①　駐車場の位置及び収容台数

建物西側及び南西側（№１）	19台
建物東側（№２）	22台
敷地外駐車場内（№３）	69台
合計	110台

②　駐輪場の位置及び収容台数

建物南西側	13台

③　荷さばき施設の位置及び面積

建物北側（№１）	31.5㎡
建物北西側（№２）	16.2㎡
建物南東側（№３）	31.5㎡
合計	79.2㎡

④　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北側（№１）	10.58㎥
建物内北側（№２）	0.94㎥
合計	11.52㎥

⑷　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地西側及び南東側	３箇所（出入口３箇所）
敷地外駐車場西側、北東側及び北西側	３箇所（出入口３箇所）
合計	６箇所

②　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後10時

5　届出年月日

平成24年８月31日

6　届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

⑴　場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

⑵　期間

平成24年９月24日から平成25年１月24日まで

7　意見書の提出先及び期間

⑴　提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

⑵　期間

平成24年９月24日から平成25年１月24日まで

8　意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年９月24日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　落札に係る物品等の名称及び数量

宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び１号館）で使用する電気　一式

2　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総務部総務課　宮崎市橘通東２丁目10番１号

3　落札者を決定した日

平成24年８月24日

4　落札者の氏名及び住所

株式会社エネット　東京都港区芝公園２丁目６番３号

5　落札金額

35,596,382円

6　一般競争入札の公告を行った日

平成24年７月９日